

建築確認事前協議申請書【記入例】

申請年月日		令和 年 月 日		日付は申請時に窓口で記載してください。
建築場所		亀岡市 〇〇町〇〇 〇〇丁目 〇〇番		
建築主	住所	亀岡市 〇〇町 〇〇 〇〇丁目 〇〇番		委任状に記載された氏名と同じ内容を記載してください。 委任された方と担当者が異なる場合、別途担当者の氏名、連絡先を記載してください。
	氏名	亀丸 太郎		
代理者	住所	〇〇市 〇〇町 〇〇 〇〇丁目 〇〇番		委任状に記載された氏名と同じ内容を記載してください。 委任された方と担当者が異なる場合、別途担当者の氏名、連絡先を記載してください。
	氏名	〇〇〇〇建築設計事務所 一級建築士事務所 〇〇 〇〇 担当:〇〇		
	連絡先	〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇 <携帯>〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇		
用途（申請建物）		一戸建ての住宅		※用途、構造、階数は建築確認申請書第四面の内容を記載してください。 申請建物が複数ある場合は主となる申請建物1つについて記載してください。
構造（申請建物）		木造		
階数（申請建物）		2階		

協議事項				
区域区分	都市計画区域内（市街化区域・市街化調整区域）・都市計画区域外			建築場所に用途地域が二つ以上ある場合、申請図面に用途界の記載が必要となるため、事前に都市計画課と調整してください。
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	60%・容積率 200%	
	商業地域	建ぺい率	80%・容積率 400%	
防火関係	防火・準防火・指定なし（建築基準法第22条区域）・指定なし			建築場所が都市計画道路を含む場合は、申請図面に都市計画道路ラインの記載が必要となるため、事前に都市計画課と調整してください。
地区整備計画区域	区域（内・外）いずれか地区名（亀岡駅北地区）			
都市計画施設	都市計画施設沿線地区	（内・外）いずれか		該当する場合は、建築確認事前協議書を提出される前に土地区画整理法第76条許可申請書の許可を受けてください。また、許可書（写し）を添付してください。 換地処分が完了している区画整理地内では土地区画整理法第76条許可申請は不要です。
	都市計画法第53条許可	（済・不要）（許可日：令和〇年〇〇月〇〇日）		
土地区画整理事業	施行地区	（内・外）いずれか		建築場所が、亀岡市宅地開発等に関する条例協議を行った場所である場合、覚書締結日の日付を記載してください。
	土地区画整理法第76条許可	（済・不要）（許可日：令和〇年〇〇月〇〇日）		
亀岡市宅地開発等に関する条例	亀岡市宅地開発等に関する条例協議		（済・不要）いずれか（覚書締結日：令和〇年〇〇月〇〇日）	都市計画法許可を受けている場合は許可日・許可番号を記入し、許可証（写し）を添付してください。都市計画法第29条許可の場合は許可証（写し）に加えて、開発行為に関する工事の検査済証（写し）も併せて添付してください。 なお、都市計画法第29条許可を受けた後、都市計画法第35条の2許可を受けた場合は、都市計画法第35条の2の許可日及び許可番号を記載してください。 それ以外の場所については許可不要を□で囲み、下記を参考に該当する理由を□で囲んでください。 ただし、事前に開発許可の要否に係る判断が必要な場所については、都市計画課に相談してください。
都市計画法開発行為等許可	許可済	都市計画法第29条・都市計画法第35条の2（許可日：令和〇年〇〇月〇〇日）		
	許可不要	都市計画法第42条ただし書・都市計画法第43条（許可番号：亀岡市指令都計第〇〇号）		
		開発非該当・小規模・建替※¹・都市計画法第43条増改築（相談日：令和〇年〇〇月〇〇日） ※¹建築場所に建物履歴がある場合に選択してください。		
前面道路	国道・府道・市道・その他（建築基準法第42条第1項4号道路）			開発非該当 ・開発行為（土地の区画形質の変更）を伴わない計画 小規模 ・開発行為を伴うが、その規模が下記の規模未満の計画 （市街化区域：500㎡未満 都市計画区域外：10,000㎡未満） （※市街化調整区域内の建築計画では選択できません。） 建替 ・建築履歴がある場所での計画（※市街化調整区域内の建築計画では選択できません。） 都市計画法第43条増改築 ・市街化調整区域内の建築行為で都市計画法第43条増改築の適用が可能と都市計画課が判断した計画
下水道関係	下水道処理区域（内・外）いずれか			

備考	
----	--

- 都市計画法（開発・建築）許可に伴う協議相談時及び他法令（土地区画整理法第76条許可申請時等）許可手続時と計画内容に変更がある場合、建築確認事前協議は計画変更内容についての協議及び他法令手続が完了するまで受付できません。
- 本事前協議は、申請敷地の地域地区等の都市計画指定状況を市が事前に審査するものであり、用途地域における建築物の制限、申請建物の接道義務、防火地域関係に係る建築物の構造並びに擁壁の設置時期及び現状の安全性の適否について市が判断するものではありません。
- 申請敷地が埋蔵文化財包蔵地内外であるかご確認いただき、包蔵地内で土木工事などを行う場合は工事に着手する60日前までに「埋蔵文化財発掘」の届出を受付窓口である亀岡市歴史文化財課にご提出ください。
- 申請敷地が農地転用等、農地法の手続きを要する土地の場合は、工事着手前に亀岡市農業委員会事務局までご相談ください。